

内閣府 食品安全委員会 事務局 技術参与（非常勤一般職国家公務員）募集要項

内閣府食品安全委員会は、食品中の危害要因の低減等のための規制や指導等を行う行政機関から独立して設置された機関で、食品の安全に関して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）や食品安全に関する情報収集及び情報発信を行っています。

この度、食品安全委員会事務局において、リスク評価の業務補助を担当する技術参与を募集します。

1 採用内容

職 名 : 技術参与（非常勤）

採用予定者数 : 5名

- (1) リスク評価の業務補助（かび毒・自然毒等担当） 1名
- (2) リスク評価の業務補助（農薬担当） 1名
- (3) リスク評価の業務補助（プリオン担当） 1名
- (4) リスク評価の業務補助（汚染物質・化学物質、器具・容器包装担当） 1名
- (5) リスク評価の業務補助（動物用医薬品・飼料添加物・肥料担当） 1名

採用予定日 : (1) (2) については、令和7年10月1日以降

(3) ~ (5) については、令和7年11月1日以降

※ 実際の採用日については、採用内定者と相談の上、決定

2 業務内容

(1) リスク評価の業務補助（かび毒・自然毒等担当）業務

食品健康影響評価（*）（かび毒、海洋毒、植物毒、その他）に必要な試験・調査データや文献等の収集、整理、分析、管理及び要約の作成並びに収集した情報を用いた調査会資料の作成補助等。

(2) リスク評価の業務補助（農薬担当）業務

食品健康影響評価（*）（農薬）に必要な試験・調査データや文献等の収集、整理、分析、管理及び要約の作成並びに収集した情報を用いた調査会資料の作成補助等。

(3) リスク評価の業務補助（プリオン担当）業務

食品健康影響評価（*）（プリオン）に必要な試験データや文献等の収集、整理、分析、管理及び要約の作成並びに収集した情報を用いた調査会資料の作成補助等。

(4) リスク評価の業務補助（汚染物質・化学物質、器具・容器包装担当）業務

食品健康影響評価（*）（汚染物質・化学物質、器具・容器包装）に必要な試験データや文献等の収集、整理、分析、管理及び要約の作成。

(5) リスク評価の業務補助（動物用医薬品・飼料添加物・肥料担当）

食品健康影響評価（*）（動物用医薬品・飼料添加物・肥料）に必要な試験データや文献等の収集、整理、分析、管理及び要約の作成並びに収集した情報を用いた調査会資料の作成補助等。

* 食品健康影響評価 とは、食品に含まれる物質又は食品の状態が、当該食品の摂取によりヒトの健康に及ぼす影響について、科学的に評価を行うこと。

リスク評価：<https://www.fsc.go.jp/hyouka/>

3 応募資格

■ 専門性について

(1) リスク評価の業務補助（かび毒・自然毒等担当）業務

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①及び②の要件を満たすこと。なお、③の要件を満たすことがさらに望ましい。

- ① 毒性学に関する科学的な専門的知見を有しており、その他、生化学、農芸化学、生物学、有機化学、獣医学又は実験動物学などのうち一つ又は複数の分野について科学的な専門知識を有する者。
- ② 毒性学、生化学、農芸化学、生物学、有機化学、医学、薬学、獣医学又は実験動物学など食品健康影響評価に必要となる分野の論文（英文、邦文）並びに国際機関等のリスク評価書及び海外のリスク管理に係る情報等を検索し、その内容を理解・分析した上で、リスク評価に必要な情報（起源・産生生物、毒性情報・疫学情報・汚染実態等）を要約して取りまとめられること又は同種の業務経験（食品健康影響評価に必要となる分野の研究、毒性試験報告書作成、安全性に係る医薬品承認審査業務等を含む。）を有する者。
- ③ 医師、薬剤師、獣医師の資格又は①の分野に関係する修士以上の学位を有するか、大学や研究機関での研究経験を有し、農薬、食品又は医薬品等の安全性に関する科学的知見を取りまとめた経験を有する者。

(2) リスク評価の業務補助（農薬担当）業務

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①及び②の要件を満たすこと。なお、③の要件を満たすことがさらに望ましい。

- ① 毒性学に関する科学的な専門的知見を有しており、その他、生化学、農芸化学、生物学、有機化学、医学、薬学、獣医学又は実験動物学などのうち一つ又は複数の分野について科学的な専門知識を有する者。
- ② 毒性学、生化学、農芸化学、生物学、有機化学、医学、薬学、獣医学又は実験動物学など食品健康影響評価に必要となる分野の論文（英文、邦文）並びに国際機関等のリスク評価書及び海外のリスク管理に係る情報等を検索し、その要約を作成して取りまとめられること及び同種の業務経験（研究等を含む。）を有する者。
- ③ 医師、薬剤師、獣医師の資格又は①の分野に関係する修士以上の学位を有するか、大学や研究機関での研究経験を有し、農薬、食品又は医薬品等の安全性に関する科学的知見を取りまとめた経験を有する者。

(3) リスク評価の業務補助（プリオン担当）業務

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①及び②の要件を満たすこと。なお、③の要件を満たすことがさらに望ましい。

- ① 微生物学、ウイルス学、公衆衛生学、感染症学、医学、薬学、獣医学、畜産学又は水産学などのうち一つ又は複数の分野について食品健康影響評価に必要となる科学的な専門知識を有する者。
- ② 公衆衛生学、感染症学、医学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、微生物学又はウイルス学などの

食品健康影響評価に必要となる分野の論文（英文、邦文）並びに国際機関等のリスク評価書及び海外のリスク管理に係る情報等を検索し、その内容を理解・分析した上で、リスク評価に必要な情報を要約して取りまとめられること又は同種の業務経験（食品健康影響評価に必要となる分野の研究等を含む。）を有する者。

- ③ 医師、薬剤師、獣医師の資格又は①の分野に関係する修士以上の学位を有するか、大学や研究機関での研究経験を有し、微生物、ウイルス、感染症、公衆衛生等に関する科学的知見を取りまとめた経験を有する者。

（４）リスク評価の業務補助（汚染物質・化学物質、器具・容器包装担当）業務

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①及び②の要件を満たすこと。なお、③の要件を満たすことがさらに望ましい。

- ① 毒性学に関する科学的な専門知識を有しており、その他、生化学、農芸化学、生物学、有機化学、薬学、獣医学、実験動物学、病理学又は公衆衛生学（疫学）などのうち一つ又は複数の分野について食品健康影響評価に必要な科学的な専門知識を有する者。
- ② 毒性学、生化学、農芸化学、生物学、有機化学、医学、薬学、獣医学、実験動物学、病理学又は公衆衛生学（疫学）など食品健康影響評価に必要な分野の論文（英文、邦文）並びに国際機関等のリスク評価書及び海外のリスク評価に係る情報等を探索し、その要約を作成して取りまとめられること及び同種の業務経験（研究等を含む。）を有する者。
- ③ 医師、薬剤師、獣医師の資格又は①の分野に関係する修士以上の学位を有するか、大学や研究機関での研究経験を有し、食品又は医薬品等の安全性に関する科学的知見を取りまとめた経験を有する者。

（５）リスク評価の業務補助（動物用医薬品・飼料添加物・肥料担当）業務

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①及び②の要件を満たすこと。なお、③の要件を満たすことがさらに望ましい。

- ① 毒性学に関する科学的な専門知識を有しており、その他、生化学、農芸化学、生物学、有機化学、医学、薬学、獣医学又は実験動物学などのうち一つ又は複数の分野について科学的な専門知識を有する者。
- ② 毒性学、生化学、農芸化学、生物学、有機化学、医学、薬学、獣医学又は実験動物学など食品健康影響評価に必要な分野の論文（英文、邦文）並びに国際機関等のリスク評価書及び海外のリスク管理に係る情報等を検索し、その内容を理解・分析した上で、リスク評価に必要な情報（毒性情報、薬物動態情報、対象動物への安全性情報、動物用医薬品等の成分又は製剤の概要情報等）を要約して取りまとめられること又は同種の業務経験（食品健康影響評価に必要な分野の研究、毒性試験報告書作成、安全性に係る医薬品承認審査業務等を含む。）を有する者。
- ③ 医師、薬剤師、獣医師の資格又は①の分野に関係する修士以上の学位を有するか、大学や研究機関での研究経験を有し、農薬、食品又は医薬品等の安全性に関する科学的知見を取りまとめた経験を有する者。

■ 職務経験について

（１）リスク評価の業務補助（かび毒・自然毒等担当）業務

食品、化学製品、医薬品関係企業、関連研究所等で５年以上の勤務経験を有する者又は大学や研究機関での研究経験を有する者又は化学物質等のリスクアセスメントの業務に携わったことのある者。

（２）リスク評価の業務補助（農薬担当）業務

食品、化学製品、医薬品関係企業、関連研究所等で５年以上の勤務経験を有する者又は大学や研究機関での研究経験を有する者。

（３）リスク評価の業務補助（プリオン担当）業務

食品、化学製品、医薬品関係企業、関連研究所等で5年以上の勤務経験を有する者又は大学や研究機関での研究経験を有する者又はリスクアセスメントの業務に携わったことのある者。

(4) リスク評価の業務補助（汚染物質・化学物質、器具・容器包装担当）業務

食品、化学製品、医薬品関係企業、関連研究所等で5年以上の勤務経験を有する者又は大学や研究機関での研究経験を有する者。

(5) リスク評価の業務補助（動物用医薬品・飼料添加物・肥料担当）

食品、化学製品、医薬品関係企業、関連研究所等で5年以上の勤務経験を有する者又は大学や研究機関での研究経験を有する者又は化学物質等のリスクアセスメントの業務に携わったことのある者。

■ **応募できない要件**

以下に該当する者は応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

■ **その他**

- ・ 採用に当たっては、業務に関係する職務経験並びに採用者及び採用者と生計を一にする者が従事する企業等を考慮します。
- ・ 利害関係を有する職業との兼業はできません。
- ・ 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしています。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、取得の手続きをしていただくこととなります。

4 提出書類

■ **志望動機について記した小論文（様式自由）**

- ・ 800字程度とし、応募する担当業務、表題、氏名を最初に記入し作成してください。

■ **履歴書1通（様式自由：市販品、ワープロ可）**

- ・ カラー写真（6ヶ月以内に撮影したもの）を貼付し、職務経験（期間、勤務先、職種、業務内容等の経歴）が分かるように記載すること。
- ・ 日中確実に連絡が付き連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記すること。

■ **「3 応募資格」を満たすことを証明できるもの**

- ・ 免状、認定証、卒業証書、TOEIC等の語学関係の検定試験のスコアや資格。学歴証明については、最終学歴のもので差し支えない。証明内容が複数ある場合は各1通とする。いずれも写しで可。
 - ※ 電子媒体での提出は受け付けません。
 - ※ 提出された応募書類は返却いたしません（当方で破棄します）。

■ 書類提出先については、下記を参照してください。

5 試験日程等

受 付 締 切 日 : (1) (2) については、2025 (令和7) 年 8 月 22 日 (金) 17 時必着
(3) ~ (5) については、2025 (令和7) 年 9 月 23 日 (火) 17 時必着

書類審査結果の通知 : 随時。
※ 採否に関する個別の問い合わせには応じません。

面 接 試 験 日 : 随時(書類審査合格者と相談の上、決定)

※筆記等試験について

(1) リスク評価の業務補助(かび毒・自然毒等担当) 業務

(3) リスク評価の業務補助(プリオン担当) 業務

(5) リスク評価の業務補助(動物用医薬品・飼料添加物・肥料担当)

必要と判断される場合には、業務遂行能力を確認するための筆記試験(論文情報等からリスク評価に必要な情報を分析、要点の抽出)を行う場合があります。具体的な試験方法については書類審査合格者に連絡します。

※(2) (4) については筆記等試験の実施なし。

試 験 会 場 : 東京都港区赤坂
※ 詳細は書類審査合格者のみにご連絡します

面接審査結果の通知 : 面接等の実施後、随時。
※ 採否に関する個別の問い合わせには応じません。

6 勤務条件

勤 務 地 : 内閣府食品安全委員会事務局
(東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階)
※令和7年度中に東京都港区虎ノ門に移転予定です。

勤 務 時 間 : 原則、1 日 5 時間 45 分 (10:00~12:00 及び 13:30~17:15)
土・日・祝日及び年末年始(12 月 29 日~1 月 3 日) は休み
(ただし、部局長が特別に勤務の必要があると認める場合は勤務とする。)

※より柔軟な勤務形態確保の観点から、勤務日数及び勤務時間(テレワークを含む)については、採用者と相談の上、決定いたします。

※なお、以下の勤務例を参考に希望する勤務時間等を履歴書に記載すること。

(勤務例)

【例1】原則どおり

【例2】勤務日: 月水金(火木: 非勤務日)、勤務時間: 9:30~12:00 及び
13:00~16:15、金はテレワーク

任 期 : 採用日から2年以内

(勤務状況等により更新することがあります)

給 与 等 : 月額 13,600～21,600 円 (経験等による)

- ※ 法令等の改正により日給等が変更となる可能性あり。
- ※ 通勤手当 (給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあつては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可)
- ※ 健康保険、厚生年金保険及び介護保険適用は、国家公務員共済組合制度に従う。また、雇用保険は加入要件に従う。
- ※ 賞与・昇給なし
- ※ 年次休暇は採用から6ヵ月経過後に次の1年分として10日間付与 (全勤務日の8割以上出勤した場合)、その他に特別休暇等あり。

【書類提出先及びお問い合わせ先】

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22F
内閣府食品安全委員会事務局 総務課
電話 (03) 6234-1078